

石巻市児童福祉課・東日本大震災に伴う石巻市被災児童・児童養育施設学援助費
（例）石巻市教育委員会
（A小）学校長（経由）
継続二提出月
兼世帯票（新規・継続）

記入例

次の理由により、令和7年4月から就学援助費の支給を受けたいので申請します。
この申請に当たって認定審査に必要であるときには、私（家族・同居者含む）の住民票
として用いることについて同意します。
※ただし、市外に住所を移していた世帯員がいる場合は、

提出日（記入日）
令和7年 月 日
申請者
居先（世帯の居住者）
石巻市穀町*-* *メゾン石巻101号
住所（世帯の住所）
石巻市 同上
（保護者）
氏名 石巻 花子
TEL 090-*****-*****

※小学校、中学校のどちらにも在籍している場合は、学校ごとに申請書及び添付書類を提出してください。

児童名・学年	氏名	学校名・学年	（フリガナ）
児童1 A小5年	イシノマキ シロウ 石巻 二郎	学校 イシノマキ シロウ	申請書は、通っている学校 ごとに提出。
児童2 A小1年	イシノマキ サトミ 石巻 里美	学校 イシノマキ サトミ	継続：新年度4月の学校・ 学年を記入。 入学予定の新1年生含む。

下記の要件1又は2のいずれかの該当要件に○印を付け、必要書類を添付してください。
1 「石巻市就学援助費」を受けられることができる要件
2 「石巻市就学援助費」を受けられることができる要件
必要
生活保護の停止又は廃止
（市内在住生活保護を受けていない場合は、生活保護の廃止の届出が必要）
2 市民税が非課税又は減免されている。
3 個人事業税・固定資産税が減免されている。
4 国民年金の保険料が減免されている。
5 国民健康保険税が減免又は徴収が猶予されている。
6 児童扶養手当の支給を受けている。
7 生活福祉資金の貸付を受けている。
8 その他の理由

申請理由	必要書類
1 過去1年以内に生活保護が停止又は廃止された。	生活保護の停止又は廃止 （市内在住生活保護を受けていない場合は、生活保護の廃止の届出が必要）
2 市民税が非課税又は減免されている。	世帯全員の非課税証明書 減免決定通知書の写し
3 個人事業税・固定資産税が減免されている。	世帯全員の非課税証明書 減免決定通知書の写し
4 国民年金の保険料が減免されている。	国民健康保険減免承認決定通知書の写し
5 国民健康保険税が減免又は徴収が猶予されている。	国民健康保険減免承認決定通知書の写し
6 児童扶養手当の支給を受けている。	児童扶養手当証書の写し
7 生活福祉資金の貸付を受けている。	貸付決定通知書の写し
8 その他の理由	世帯全員の課税証明書・確定申告書の写し、源泉徴収票の写し、給与支払 明書・雇用保険受給資格者証の写し、各種年金の年間支給通知書の写し

【就学困難である理由】

例）給与収入が少なく、学校徴収金等の支払いが困難

※就学困難である理由が1「石巻市就学援助費」の要件に該当する場合は、上記要件で申請してください。

2 「東日本大震災に伴う石巻市被災児童・児童養育施設学援助費」を受けられることができる要件
申請理由
東日本大震災に
より被災
困難
理由
被災により家賃が損壊（半壊以上）、就学
困難
判定区分（全壊・大規模半壊・半壊）
理由
被災により経済的に困窮し、現在も援助を必要とする理由を具体的に記入してください。
理由
被災により経済的に困窮し、現在も援助を必要とする理由を具体的に記入してください。

【ご注意】裏面も必ずご記入ください。

※通帳の写し（口座名義・口座番号の分かるページ）を添付してください。できる限り毎年同じ口座にしてください。

【振込希望先の口座情報】

銀行口座
金融機関名
銀行
信用組合
信用金庫
農協
普通
当座
口座番号（7ケタ）
1234567
口座名義
伊シノマキ ハナコ
フリガナ

世帯状況	フリガナ氏名	続柄	生年月日	勤務先又は学校名等	備考
世帯状況（世帯全員を記入）	イシノマキ シロウ 石巻 太郎	夫	S60.*.*	〇〇株式会社	単身赴任
	イシノマキ ハナコ	本人	S62.*.*	無職	
	イシノマキ 花子	子	H**.*.*	◇◇大学 1年	県外在住
	イシノマキ 一郎	子	H**.*.*	A小学校 5年	
	イシノマキ 二郎	子	H**.*.*	A小学校 1年	
	イシノマキ 里美	子	H**.*.*	A小学校 1年	
	イシノマキ サトミ	母	S**.*.*	無職	別世帯・同居
	イシノマキ 石野 牧子				

世帯状況：住民票が別でも生計を
一にしている者全員を記入。
例：同居の両親、
単身赴任中の保護者、
離れて暮らすが
仕送りしている学生（子）など

家庭状況
（申請者）
1 別居・離別・死別
2 失業中
3 その他
4 持家
5 賃貸
6 借家
7 持ち家
8 その他
9 借家
10 賃貸
11 借家
12 賃貸
13 借家
14 賃貸
15 借家
16 賃貸
17 借家
18 賃貸
19 借家
20 賃貸
21 借家
22 賃貸
23 借家
24 賃貸
25 借家
26 賃貸
27 借家
28 賃貸
29 借家
30 賃貸
31 借家
32 賃貸
33 借家
34 賃貸
35 借家
36 賃貸
37 借家
38 賃貸
39 借家
40 賃貸
41 借家
42 賃貸
43 借家
44 賃貸
45 借家
46 賃貸
47 借家
48 賃貸
49 借家
50 賃貸
51 借家
52 賃貸
53 借家
54 賃貸
55 借家
56 賃貸
57 借家
58 賃貸
59 借家
60 賃貸
61 借家
62 賃貸
63 借家
64 賃貸
65 借家
66 賃貸
67 借家
68 賃貸
69 借家
70 賃貸
71 借家
72 賃貸
73 借家
74 賃貸
75 借家
76 賃貸
77 借家
78 賃貸
79 借家
80 賃貸
81 借家
82 賃貸
83 借家
84 賃貸
85 借家
86 賃貸
87 借家
88 賃貸
89 借家
90 賃貸
91 借家
92 賃貸
93 借家
94 賃貸
95 借家
96 賃貸
97 借家
98 賃貸
99 借家
100 賃貸

注 1 申請日現在の状況を正確に記入してください。また、【就学困難である理由】欄は必ず記入してください。
2 確定申告等が未申告の方（会社等で市・県民税の特別徴収をされている方を除く。）については、教育委員会が課税
状況の確認ができず、速やかに申告していただく必要があります。
3 申請の内容について、教育委員会が必要と認めた場合、民生委員・児童委員が調査に伺うことがあります。
4 申請の内容によって、追加で書類の提出を求める場合があります。また、申請内容に誤りがある場合は、交付を
取り消し返金していただく場合があります。 担当：教育総務課 学事係 95-1111（内線5017）

※ここからは、申請者の方は記入しないでください。

整理番号
家庭状況についての学校長の意見
（※下記該当の番号に○印をつけること。）
1 震災による家賃の被害が半壊以上で、生活状況が安定しておらず就学困難であると認められる。
2 保護者の収入が不安定で生活が困難しており就学困難であると認められる。
3 その他（具体的に記載のこと。）
上記のとおり就学援助を必要とする児童生徒として報告します。
（宛先）石巻市教育委員会
石巻市立 学校長
年 月 日
（印）

詳しくは、就学している学校 又は下記までお問合せください。

お問合せ先：石巻市教育委員会 教育総務課（市役所4F） 学事係
95-1111（内線：5017）

就学援助制度のお知らせ

Notice of financial assistance

就学援助制度とは、家庭の経済的な理由によって支援が必要であると認められる児童生徒の保護者へ、学用品費、校外活動費、学校給食費等、就学に必要な費用の一部を支給する制度です。

Financial assistance can be received from the board of education of cities, for school supplies and school lunches, if it is determined that there is a need for this.

就学援助制度の利用を希望する方は、**毎年度申請が必要です**。
学校、石巻市教育委員会又はHPから申請書入手し申請してください。

Application method / Please contact your child's school for details.



1 支給される費用

		小 学 校		中 学 校	
		第1学年	第2～6学年	第1学年	第2、3学年
学用品・通学用品費(年額)		11,630 円	13,900 円	22,730 円	25,000 円
		学校や通学に必要な用品を購入するための費用です。学期毎に、案分して支給します。			
新入学学用品費 ※ (新入学準備金未受給の4月認定者のみ)		57,060 円	—	63,000 円	—
		小・中学校入学時に必要な学用品を購入するための費用です。			
学校給食費		現 物 支 給			
校外活動費	宿泊なし	校外活動に使われた交通費、見学料の実費分を支給します。			
	宿泊あり(年1回)				
修学旅行費		修学旅行の交通費、宿泊費、見学料などの実費分を支給します。 (自由行動にかかる費用など一部対象外があります。)			
医療費(対象疾病のみ)		虫歯など対象疾病の治療の際に医療券を交付します。			

※新入学準備金・・・新入学学用品費を小・中学校入学前に受給したい場合に、必要な申請手続きを行い認定となった方にのみ、2月下旬に支給します(新入学準備金受給者は、新入学学用品費受給不可)。

【注 意】

- ・学校給食費は現物支給とし、認定月以降の徴収は発生しません。
- ・学用品・通学用品費、新入学学用品費は定額支給のため、支給額を超える分の購入費用の支給は行いません。レシートや領収証等を提出する必要はありません。
- ・生活保護の教育扶助受給世帯の児童生徒は、要保護児童生徒として認定され、修学旅行費と医療費のみ支給対象となります。(4月以降、別途 案内あり)
- ・里親手当受給者は、就学援助費を受給することはできません。

2 就学援助制度を利用できる方

下記（１）、（２）いずれかの要件に該当する世帯であれば、利用可能です。

（１）**一般**「石巻市就学援助費」

生活保護に準ずる程度に経済的に困窮している世帯であり、次の**いずれか**の要件に該当する場合

該 当 要 件	必 要 書 類 / 書類の発行機関
①生活保護が過去１年以内に停止又は廃止された。	生活保護の停止又は廃止を証明する書類の写し※ ¹ ／生活保護を受給していた機関
②世帯全員が 市民税非課税	世帯全員の非課税証明書等※ ²
③個人事業税・固定資産税が減免されている。	減免決定通知書等の写し※ ⁴ ／個人事業税：東部県税事務所（石巻合同庁舎） 固定資産税：資産税課（石巻市役所）
④国民年金保険料が減免されている。	世帯全員の国民年金免除申請承認通知書の写し※ ⁴ ／石巻年金事務所
⑤国民健康保険税が減免されている。	世帯全員の国民健康保険税減免承認決定通知書の写し※ ⁴ ／保険年金課（石巻市役所）
⑥ 児童扶養手当 の支給を受けている。	児童扶養手当証書 の写し※ ⁴ / 子育て支援課（石巻市役所）
⑦社会福祉協議会より生活福祉資金の貸付けを受けている。	貸付決定通知書の写し / 石巻市社会福祉協議会
⑧その他 （特別な事情により該当する場合があります。）	世帯全員の課税証明書等必要な書類※ ² ※ ³

（２）**被災**「東日本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費」※²

一般に該当しない世帯であって、東日本大震災により経済的に就学困難な事情が発生し、**親権者の市町村民税所得割税額が合計 107,700 円未満**であり、かつ次の要件に該当する場合

該 当 要 件	必 要 書 類 / 書類の発行機関
①家屋が損壊（半壊以上）	り災証明書の写し ※ 継続申請者のみ添付不要。 ／資産税課（石巻市役所）又は各総合支所
※ 被災 就学援助は令和７年度末をもって終了見込みです。 その後も援助を希望する場合は、 一般 就学援助の いずれか の要件での申請・審査となります。	

※１ **一般**要件①に該当する方

- ・市内で生活保護を受けていた場合、生活保護廃止又は停止の証明書類は添付不要です。市外で受けていた場合は添付してください。
- ・世帯員の増（婚姻や世帯合併）等により世帯収入が増え停止又は廃止された場合、要件①は認められません。

※２ **一般**要件②、⑧ 又は**被災**に該当する方

- ・基本的に課税証明書等の添付は不要ですが、世帯員の中に**石巻市外**から転入してきた方がいる場合、その方の**添付書類が必要**です。
（住所を置いていた市町村より（非）課税証明書を取得する必要があります。）
- ・未申告の方（会社等で市・県民税の特別徴収をされている方を除く。）は、教育委員会で課税状況の確認ができないため、速やかに申告していただく必要があります。

※３ **一般**要件⑧に該当する方

- ・遺族等各種年金、失業保険金等を受けている方は、年間の支給額通知書の写し又は雇用保険受給資格証の写し等の添付が必要です。

※４ **一般**要件③、④、⑤及び⑥に該当する方

- ・各要件の添付書類は、申請日時点で有効期間内である必要があります。

【注 意】

申請書の内容によっては、追加書類の提出を求める場合があります。

申請内容について教育委員会が必要と認めた場合、民生委員・児童委員が調査に伺うことがあります。

認定通知書送付後であっても、所得や証明書等の内容確認により認定対象にならないと判断された場合は認定を取り消し、支給済みの就学援助費を返還していただくことがあります。

また、申請に基づき実態調査をすることがあります。

3 申請手続

「申請書兼世帯票」に必要書類と通帳の写しを添え、お子さんの小・中学校へ提出してください。

- (1) 小・中学校それぞれにお子さんがいる場合、各学校に提出が必要です。(添付書類も同様)
- (2) 振込希望先：申請者(＝保護者)個人名義の銀行口座を記入してください。
振込エラーを減らすため、通帳の写し(口座名義・口座番号の分かるページ)を添付してください。
また、できる限り毎年同じ銀行口座にしてください。
- (3) **新規申請**：4月以降、随時受け付けます。認定は申請月からとなり、遡りはありません。
継続申請：毎年1月、学校から認定者宛てに翌年度分の申請案内を配布します。
新年度の学校・学年で記入し期限までに学校に提出してください。
(入学予定の新1年生も記入)



※他市町村から本市へ区域外就学していて、一般「石巻市就学援助費」(被災除く。)の認定をされた場合、本市から支給できる費用は給食費・医療費のみです。
これ以外の費用については、住所地の教育委員会へ問合せ・申請願います。

4 認定及び支給方法

教育委員会が認定の要否を判定し、継続・新規(4月)申請ともに6月中旬に学校を通じ、申請者全員に認定(不認定)通知書を送付します。

支給方法：保護者口座払い

支給範囲	支給時期
1学期分	7月末
2学期分	12月下旬
3学期分	3月下旬

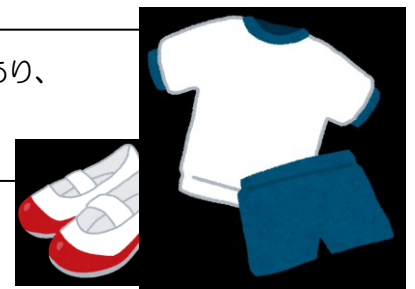
原則、申請時の振込希望先口座に振込みますが、学校長に就学援助費の受領・返納の処理を委任し、学校長から直接現金を受け取る学校長委任払いを希望する場合は、学校に相談の上、委任状を提出してください。

支給時期は左記の予定ですが、認定時期・行事実施時期等により次の時期にまとめて支払う場合があります。



※ 就学援助は、保護者が支出した学用品費等を補てんするための制度であり、学校徴収金等の支払いを免除するものではありません。

学校徴収金については、指定期日までに全額お支払いください。



5 注意事項

- (1) 就学援助制度では、住民基本台帳上は世帯分離していても実質的に同居(ひとつ屋根の下で生活)している場合は収入等を同じ世帯とみなし算定するので、対象者全員の情報が必要です。
- (2) 認定の効力は認定年度の3月31日までです。
翌年度も続けて受給したい場合は、必ず**継続申請**をしてください。
- (3) 申請日(学校提出日)により認定月が決定するため、認定月を遡ることはできません。
- (4) 婚姻等により支給対象世帯でなくなったにもかかわらず受給していた場合は、援助費の全部又は一部を返還いただきます。 虚偽の内容で申請された場合も同様です。
- (5) 新入学準備金を受給し、入学後も引き続き就学援助費を受給したい場合は、「**就学援助費受給申請書兼世帯票**」の提出が必要です。
なお、新入学準備金申請時と世帯状況等が変わった場合、援助を受けられないことがあります。